

勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業
交付要綱

医 人 第 8 号
令和 8 年 4 月 1 日

(趣旨)

第1条 この事業は、長時間労働医師が所属し、地域において重要な役割を担う医療機関の医師の時間外・休日労働時間を短縮すること及び地域医療提供体制を確保することを目的とする。長時間労働医療機関への医師派遣等を行う医療機関等の運営等に対する支援として、予算の範囲内において勤務環境改善医師派遣等推進事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものである。

2 前項の補助金の交付に関しては、「補助金等の交付手続等に関する規則」(昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第2条 補助金の対象となる事業は、「勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業実施要綱」(令和8年4月1日付医人第7号、以下「実施要綱」という。)に基づく事業とする。

(補助事業者)

第3条 補助の対象となる者は、実施要綱第6条に掲げる者とする。

(補助額の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、次により算出された額とする。

- (1) 補助金の交付額は、実施要綱第4条に規定する対象経費に、別表右欄に定める補助率を乗じて得た額とする。なお、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- (2) 前項の規定に関わらず、予算の範囲内において交付するものとし、知事は必要に応じて交付額を調整することができる。

(補助事業の実施)

第5条 補助事業者は、実施要綱により、補助事業を実施しなければならない。

(交付の条件)

第6条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 県から補助金の交付を受けて行われる事業(以下、「事業」という。)の内容の変更(軽微な変更は除く。)、中止又は廃止をする場合には、補助金変更(中止・廃止)承認申請書(様式第8

号)により、知事の承認を受けなければならない。ただし、交付決定した額から20%以内の範囲内で増減する場合を除く。

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

ア 補助事業者が地方公共団体の場合

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式第9号による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について、証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

イ 補助事業者が地方公共団体以外の場合

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

(4) 補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(申請書の様式等)

第7条 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第1号によるものとし、その提出期限は、知事が別に定めるものとする。

(記載事項)

第8条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

2 規則第4条第2項第5号に規定する知事の定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 医師派遣理由書及び関係書類(様式は、様式第2号によるものとし、派遣受入医療機関において作成すること)
- (2) その他参考となる資料

(交付決定)

第9条 規則第7条の交付決定(不交付決定)通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(交付決定額の変更)

第 10 条 補助金の交付決定変更の通知は、様式第4号のとおりとする。

(状況報告)

第 11 条 補助事業者は、知事の要求があったときは、補助事業の遂行状況について、当該要求に係る事項を書面で知事に報告しなければならない。

(支払の方法)

第 12 条 知事は、必要があると認めたときには、第9条で通知する交付決定額を限度として補助金の概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第5号の補助金交付請求書を知事に提出しなければならない。

(実績報告書の様式等)

第 13 条 規則第 13 条の実績報告書の様式は、様式第6号のとおりとし、その提出期限は、事業完了後 30 日以内又は補助金申請日の属する年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までとする。

(確定通知書の様式)

第 14 条 規則第 14 条の確定通知書の様式は、様式第7号のとおりとする。

(補助金の返還)

第15条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその金額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について返還を命ずるものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 補助事業者は、様式第10号で定めた、暴力団排除に関する誓約事項について補助交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(その他)

第17条 この交付要綱に定める補助事業については、第1条第2項にかかわらず、補助金等に
係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、補助金等に係る予算の
執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)及び厚生労働省所管補助金
等交付規則(平成12年厚生省・労働省令第6号)の適用がある。

附 則

この要綱は、令和7年6月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行し、令和8年4月1日から適用する。

別表

基準額	対象経費	補助率
派遣医師1人当たり 1,250 千円	基準額×派遣月数	10／10

- ※1 非常勤医師は常勤換算するものとする。
- ※2 常勤の派遣医師が産前・産後休業、育児休業、介護休業並びに療養休業等により1月において通算15日以上長期休暇を取得した場合は派遣月数に含めないものとする。